

## 激甚化する豪雨災害を踏まえた対策の強化等を求める意見書

近年、全国的に記録的な集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発化・激甚化しており、その対応は喫緊の課題である。本県においても、本年8月に最上地域及び庄内地域を中心に度重なる豪雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂崩れ等により、家屋の浸水や道路の冠水・流出など、県民の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生している。

本県においては、これまでも、河川改修や河道掘削、砂防堰堤や緊急輸送道路の整備等のハード対策をはじめ、住民の早期避難に繋げる的確な防災情報の提供など、ソフト対策を進めてきたところである。

しかしながら、本年8月の豪雨に際しては、想定外の雨量による内水被害、さらには同一箇所で繰り返しの浸水被害が生じたことなどから、これまでよりも治水・砂防対策や災害に強い道路の整備を一段と加速させ、かつ強力で推進していく必要がある。

よって、国においては、激甚化する豪雨災害を踏まえた対策を強化し、住民の生命及び財産を守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 本年8月の豪雨により被害を受けた河川、砂防施設、道路等について、災害復旧等に必要な財政措置を講じること。
- 2 度重なる災害を防止するため、原形復旧にとどまらない再度災害防止対策についても、特段の財政措置を講じること。
- 3 県が行う河川の流下能力を短期間で向上させる河川堆積土砂の掘削を「防災・安全交付金」の対象とし、中小河川の治水対策への支援を拡充すること。
- 4 迅速な二次災害防止のため、激甚災害指定がなくとも、市町村によるがけ崩れ対策を災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の補助対象に追加すること。
- 5 局地化・激甚化する豪雨災害に柔軟に対応するため、排水ポンプ車の配備及び台数の増強に必要な財政措置を講じること。
- 6 災害時に緊急車両等の通行を確保する緊急輸送道路や広域交通を担う幹線道路等について、機能を十分に果たすことができるよう、その強靱化に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿

山形県議会議長 志田英紀